

第9回農作業安全検討会 議事概要

日 時：令和6年8月22日（木）15:00～17:00

場 所：農産局第1会議室及びweb開催

出席委員：大嶋委員、大吉委員、川口委員、小谷委員、志藤委員、鈴木委員、高橋委員、田島委員、田中委員、藤盛委員、元広委員、横手委員

（オブザーバー：厚生労働省労働基準局安全課、経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課、警察庁交通局交通企画課）

事務局：松尾農産局長

技術普及課 吉田課長、土佐生産資材対策室長、
宮本課長補佐、土岐課長補佐、皆川生産専門官
農村振興局整備部設計課施工企画調整室 小倉課長補佐

議 題：中間とりまとめの取組状況について

農林水産省松尾農産局長から冒頭挨拶の後、技術普及課土佐室長より議題に係る資料について説明。これに対する各委員からの発言要旨は以下のとおり。

（大浦委員（事前にいただいたコメントを事務局代読））

- ・シートベルトリマインダーが強調されているが、それよりも「装着し易い、トラクター用のシートベルトの開発」について、改めて検討して欲しい。
- ・シートベルトの装着について、平地を耕耘している際は、ほぼ必要ない。いくつかの場面を想定し、例えば「道路走行時」、「昇降路走行時」、「段差乗り越え時」、「丘陵地の走行、耕耘時」と場面設定をして、この想定される場面では、「装着必須」と呼びかければ、シートベルト装着の納得感も出てくると思う。
- ・高所作業車について、上昇時の緊急停止ボタンの検討は大変合理的。さらにある程度圧がかかった時に停止する、方法も一考してもよいのではないか。
- ・94件のリフト車の事故分析をした結果、高所作業時が62.4%、地上時の事故21.5%である。地上時の事故のほとんどは、バック走行した際に支柱、樹木等に挟まれた、躓いた事故。これは耕耘機事故のバック事故と同様であり、クラッチをバックに入れた時に、「後ろ確認、足下確認」のアナウンスが鳴るようにして欲しい。
- ・東京海洋大学の渡邊豊先生が、タンカーの転倒事故より、三次元重心検知理論を用い、重心を検出する技術を開発され、これを現在、トレーラーに実装が開始されていると聞いた。SSについても液剤の量や、路上の形状により重心が移動し、危険値を超えることが多々あると考えられ、この理論を応用できないか、渡邊先生に御意見を聞いてほしい。
- ・タンク内への緩衝板の設置効果について、様々な形状等あらゆる角度から試験をお願いしたい。
- ・キャビン付きのSSでは挟まれ事故はないと思われるが、オープンカーの場合、機体の何カ所かにセンサーを設置し、枝などの接近を検知できないか。また、ほとんどが頭と枝などの衝突であり、ヘルメット型のセンサーをかぶる方法も一考してもよいのではないか。

(小谷委員)

- ・新証票案について、わかりやすく検討されている印象。一方、証票は誰に向けてのものなのか。高齢の農家に対しては、英語表記は伝わらないと思われるところ、右側にある「安全性検査合格証」といった日本語での表記がわかりやすい。
- ・P. 28 研修体制の強化について、農作業安全に関する研修対象人数の意味が分かりづらいため、説明いただきたい。

(事務局)

- ・大浦委員から御意見のあった、装着し易いシートベルトについては、例えば、自動巻取り式のもの等があり、メーカーに対して、そうしたシートベルトの装備を進めていただくようお願いしたい。また、シートベルトの装着場面については、今回の資料の説明では公道走行時の装着義務化について御説明したところであるが、作業中においても、転倒・転落の危険性がある場面は多々あるため、シートベルトの装着について更なる推進を図ってまいりたい。
- ・高所作業機の安全対策については、資料にもあるとおり、今年度から安全性の製品アセスメントに着手しており、御指摘も踏まえて進めてまいりたい。
- ・SS のタンク内の仕切り板については、これまで SS 分科会でも議論してきており、コンピューターでのシミュレーションでタンク内の薬液量の違いによる挙動解析が行われ、少なくともデータ上で大きな差はなかったが、御指摘の新しい知見等も勉強してまいりたい。
- ・小谷委員から御意見のあった、新証票案については、御意見を踏まえて検討を進める。
- ・研修の効果を示した表について、「2,000 人以上」と「100～500 人」を並べることで、研修を受けた人数の多さによる死亡者の減少人数を示した。「研修受講人数」等、わかりやすい表現となるよう、今後修正する。

(大嶋委員)

- ・先日農研機構を訪問し、現状の安全装置、ROPS 等を見学し、素晴らしい取組と感じた。新制度移行後も、蓄積されたノウハウを活かして、安全な機械の推進を進めていただきたい。各種取組の中で、いろいろな装置・付加価値が備わることについて、費用対効果をどのように考えているか。

(大吉委員)

- ・研修体制の強化及び補助事業等における要件化について、安全性検査の新しい合格機を対象とするのであれば、10～12 月の農閑期の研修も含め、機械導入の条件に農作業安全研修の受講等も要件としてはどうか。せっかく新しく安全な機械を導入する機会であるところ、使用者の研修受講を推進する取組も検討いただきたい。

(川口委員)

- ・安全性検査の制度及び基準等の見直しについて、我々メーカーも見直しに参加させてもら

い、実態を踏まえた要望を十分に取り入れてもらい感謝。令和7年度から運用開始となる新基準であるシートベルトリマインダー等を先行して装備したトラクターも発売された事例があるところ、新しい検査制度に対応した安全な機械を流通させていくよう取組んでいきたい。

- ・SSについては、分科会場で農研機構や農林水産省とともにどういう取組ができるか検討を進めている。果樹の枝下での走行のために車高を低くする等、技術開発が必要な課題に取り組んでいるところ、作業性に支障を及ぼさないことも考慮しながらの検討は容易ではないが、鋭意取組んでまいりたい。

(事務局)

- ・大幢委員からは安全性を高める取組が進んでいるところ費用対効果の方向性について御指摘があった。農研機構の安全性検査基準は、各メーカーとも議論を重ねてきている。基本原則となる安全性検査基準とは別に、P.10でも示している通り、先進安全装備リストを示すこととしており、新しい安全装備を付加価値として評価できるようにしつつ、標準化を目指していきたいと考えている。
- ・費用対効果はとても重要な視点と考えており、合わせて作業性についても、安全性に相対するものであり、難しいポイントと認識している。令和3年5月の中間とりまとめにおいて、安全性基準について「海外や他分野の機械における安全性能の現状等も踏まえ、農業機械が具備すべき安全性能に関する基準」と示しており、仮にコスト増や作業性の低下が伴う場合においても、海外や他分野の状況を参考にし、必要な安全性能は具備するよう進めるという考え方が前提であるものと認識している。一方で、作業実態と乖離している安全基準は無意味であるため、事故事例を踏まえることも当然重要である。作業性や安全性能のポイントは、時代の状況に応じて変化するものであるため、常に安全性能の強化等について努めていく必要がある。
- ・大吉委員から御意見のあった安全研修の要件化について、P.17の補助事業等における要件化は、機械の導入において安全性検査合格機の導入を求めるものであり、これとは別にP.32で示した環境負荷低減のクロスコンプライアンスがある。後者は、現在は試行的であるが、農林水産省の補助事業全てにかかるものであるところ、地域で実施する安全研修の機運が高まるものと考えており、農作業安全に関する指導者や農家に対して、引き続き研修の開催や受講を推進してまいりたい。

(志藤委員)

- ・ただ今、事務局から説明があったように、押さえるべきところはしっかり押さえつつ、できるだけ依頼者の負担が減るよう見直しを行ってきたところ。先般の制度部会においても農機メーカー及び業界団体から概ね賛同が得られたものと認識している。検査を受けやすくすることで受検率が向上し、今後、安全性がレベルアップした農業機械が市場に出回ることで、事故が減っていくという効果につながることを期待したい。
- ・来年度以降、一旦対象機種から外れてしまう機種については、一般性能試験という制度で

対応することになっている。農用高所作業機は、今年度から農業機械の安全性能アセスメント事業において、事故の実態を踏まえ、費用対効果も鑑みつつ、安全性の評価の実施やあるべき安全対策の検討を行う予定。

- ・農用運搬車については、令和4～5年度に農業機械の安全性能アセスメント事業の対象とされたが、それで終わりではなく、今後、安全性検査の対象機種にするべく、基準の検討を行うとともに、来年度からメーカーとの共同研究により、安全装備のレベルアップに取り組む予定。他の機種についても、同様のステップを踏んで今後検討していく。
- ・安全装備検査において、最初に実機を確認してから最終的な改善が確認されるまで原則二か月の期限を設けていたが、延長する、あるいは撤廃することを検討している。今後、このような安全性検査の運用面について詰めていく予定。
- ・農作業安全の研修について、鈴木委員や私も講師を務め毎年実施しているところ、非常に多くの方に受講いただいた。農作業安全に関する指導者が増えるのは非常にありがたい話であり、ますますの活躍を期待したい。また、その活躍できる場が増えることを期待している。

(鈴木委員)

- ・P. 21 について、農業機械の安全対策に関する検討会の記載があるが、私もその委員の一人として参画しており、今後、具体的な審議に入るところ。改正された事項は農業法人においては適用されるが、個人農業者についても同じような農作業をする場合、同じリスクの中で仕事をすることになるため、規制の内容を、個人農業者も容易に実施、活用できるようにして欲しい。例えば、特別教育においては、関係団体に講師になりうる人材がいると思われるため、そのような人材を活用し、できるだけ受講費用を抑えた特別教育を受けられる環境を準備することを、早めから検討してほしい。
- ・P. 27 について、私たちコンサルタントの存在をPR していただき感謝。指導者は順調に増えているが、受講者にとっては、受講機会がまだまだ少ないと感じる。受講機会を増やし、コンサルタント含め指導者をさらに活用していただきたい。
- ・P. 28 の基礎研修の拡大方策について、安全研修の取組が先行されている地域の良い事例を全国に展開したらより増えるのではないか。とりまとめ機関は、情報提供をすると良い。とりまとめ機関としても、研修会開催のPDCA が回っているか確認や管理が必要。
- ・P. 31 の研修については、実施するだけでなく、効果の確認をすると更に効果的と考える。確認方法はいろいろあるが、例えば他の研修会の事例だが、簡単な○×の確認テストを行う方法もある。研修の内容について10～20問のテストをした場合、よく理解されたと思われる受講者でも満点をとれる人は意外と少ない。その場で理解を深めたり、勘違いを是正したり等、正しい安全知識を学ぶにあたり、より大きな効果が狙えると思う。

(高橋委員)

- ・我々農業現場の作業を行う身からすると、この中間とりとまとめの結果を受け、今後どういう作業をしていかなければいけないか、ということ意識することが大事。

- ・ P. 32 のクロスコンプライアンスについて、正しい知識に基づく作業安全に努めると記載があるが、まさに重要な点。法人としては経営責任という目で見ることが多く、農業界全体で捉えた場合に、年々高齢化も進んでおり、動体視力も低下するという現場の状況からすると、農作業安全研修や農作業安全推進協議会といったものの拡大を進めていただきたい。年に1回、あるいは農繁期になる前に、必ず研修を受けるという機運が醸成されることが望ましい。
- ・ 現在、厚労省で検討されている特別教育について、外国人が農作業をする場合も増えてきたため、どう正しい知識を教えていくか、我々経営者責任としてあると感じている。
- ・ P. 25 の農地農道について、農地の把握、あるいは近年多発する災害に対する対応は重要であり、BCP 対策等、経営の継続化を考えながら農地や農道の整備を行うことが重要であるため、チェックリスト等があると良い。

(事務局)

- ・ 鈴木委員からあった労働安全衛生法令による規制について、この法令による規定は、原則労働者に係る規制となるが、個人農家等に対しても、例えば特別教育の受講を希望する者においては多くの方が受講できる仕組みが望ましい、との指摘について、非常に重要な指摘であり、農作業事故を減らすためには、労働者以外の農家の皆様についても教育水準を上げていく必要があると認識。労働者に対する教育に加え、その内容に準じる教育等を労働者以外にも実施できるよう検討していきたい。
- ・ 農作業安全に関する指導者において、出番がないとの指摘については、現場の研修の開催回数を増やすということ、また、農作業安全に関する指導者リストを作り、講師が多くいるということを地域の関係者で共有していただき、活躍の場を増やし、研修の質を上げていくこととしている。
- ・ 地域の農作業安全に係る良い取組みを紹介すべきとの指摘について、まさに御指摘のとおり。研修の開催が多い、又は事故件数が減っている地域は、関係者間で情報共有がうまく行われている地域であり、成果も出ているものと認識しており、そういった地域の情報収集をしていきたい。
- ・ 30 分程度の基礎研修の後、研修を受講した効果を把握する小テストのような方法について、参考になる意見であり、今後工夫していきたい。
- ・ 高橋委員からあった、クロスコンプライアンスの取組を始めるに当たり、研修の開催回数、協議会の拡大を進めてほしいという指摘について、地域の研修がどれほど開催されているか等の情報を集め、しっかり進めていきたい。
- ・ 先行事例の紹介については、中間とりまとめの P. 11 に記載があるが、十分に取組めていないところ。全国推進会議において、先行事例の紹介をしているが、他にできないことがないか、しっかり検討したい。

(田島委員)

- ・ シートベルトについて、規制や取締りもない中で、シートベルトリマインダーが導入され

たとしてもシートベルトを装着してもらうには、使いやすさが重要である。クボタでは片手でシートベルトを装着できるトラクターも発売されている。

- ・熱中症のステッカーのように、ステッカー等でシートベルトの装着を促すのも良い。
- ・SSのROPSについて、トラクターのROPSと同様の安全域を確保することは難しいと考えられ、コストは低く、シンプルな構造のもので良いのではないかと。アイデアだが、極端に言えば棒一本でも良い。ただし、今より絶対安全に進んでいくよう、実用性も重視しつつ検討いただきたい。
- ・近年、ゲリラ豪雨等災害が増えていることもあり、農道の管理は非常に重要。農作業安全に関する研修の中で農道の維持管理について触れると良い。
- ・ILOが出している「農業における人間工学的チェックポイント」の中では、地域の情報共有が非常に大事と頻出している。講師が出向いて行う研修ではなく、地域の方が講師となっていく研修も必要ではないか。

(田中委員)

- ・P. 28の研修体制の強化について、農作業安全研修の実行の効果が数字として現れていることを認識した。基礎研修の拡大方策で示されている、農作業安全研修以外のいわゆる農業関係者の会議で「+安全」の講義を行うという機会を広めていくということも非常に有用である。
- ・農業機械の流通業界、いわゆる農機販売の立場から申し上げますと、農業者への安全の注意喚起や呼びかけによる効果には限界もある。そのような状況の中で、今回とりまとめられている各種法令や制度での措置は非常に有効だと受け止めているが、法令や制度について二点申し上げておきたい。

一つ目は、労働安全衛生法令での検討について、厚生労働省における検討になると思うが、実態に即した実のある規制が必要であり、その際、特に講習や教育については現場への周知期間が非常に重要と考えている。この理由として、乗用トラクターの大型特殊免許の取得について、相当な期間を要しており、まだ現在進行中であることが挙げられる。大型特殊免許取得の普及に時間がかかっている理由は、現場への情報伝達そのものに時間がかかったということ、加えて、免許取得のために必要な講習や免許センターの受講キャパシティに限界があったことと考えている。これを踏まえ、労働安全衛生法令に基づく講習や教育においては、混乱が起きないように周知期間を十分に確保いただきたい。

二つ目は、P. 22～23 道路運送車両法及び道路交通法による乗用型トラクターでのシートベルトの装着義務化について、農林水産省の旗振りの元、我々も含め各関係団体と一体となって、シートベルト装着運動を進めてきたところではあるが、資料によると今後製造されるシートベルトが装備される対象車両とある。現行の乗用トラクターでは大半にすでにシートベルトが装備されている状況であるところ。少し意地悪な解釈をすると、適用日前に生産された対象ではない車両であれば、シートベルトを装備していても法令上装着の義務はない、と理解され、これまでの数年間続けているシートベルト装着運動の取組にブレーキがかかることを懸念している。政令改正が行われ制定された際には、説明の仕方に相

当の工夫が必要になると考える。

(藤盛委員)

- ・ 中間とりまとめへの取組について丁寧に御説明いただいたが、その対応方法において農家や農機製造者の過度な負担にならないよう進めていただくことを期待している。
- ・ 田島委員から発言もあったSSについて、私自身も分科会に参加しているが、枝下空間条件の確保や運転者に危害が及ばない機体構造に関する対応方法にはなかなか難しいところもある。効果のある対応方法を導入することで高額なSSとなり結局普及しないという状況にならないよう、費用対効果を考慮しつつ検討を進める必要がある。
- ・ P. 17の補助事業等における要件化について、安全な農業機械を普及させるためには必要な取組である。資料下方にあるイメージ図について、令和7年4月に新発売されたトラクターを8月に導入される場合にはこの補助事業の対象とあるが、この8月というのとは何か意味があるのか。令和7年新基準の安全性検査に合格し、令和7年4月以降に新発売したトラクターを4月以降に導入する場合には対象になるという理解でよいか。導入に当たって、わかりやすい資料を作成いただきたい。
- ・ P. 21の労働安全衛生法令について、既に施行済みではあるが、雇入れ時教育の周知がわかりにくかった。これから、特別教育の規定も具体化していくこととなるが早めに周知していただきたい。
- ・ P. 22～23のシートベルトの装備・装着の義務化について、本協会でも装着の声掛けに協力してきたところであり、令和4、5年には農業機械士からシートベルト装着の声掛けを行い、その際に装着率を調査したところ1割程度であった。しかし、この調査後にシートベルトの重要性は着実に伝わっており、定量的な数字はないが、装着率が上がってきたという感触を得ていると聞いている。
- ・ P. 30にある熱中症対策の事業を当協会で受けている。対策として効果が出るようなものを補助事業の成果として出していきたい。

(事務局)

- ・ 田島委員から御指摘をいただいたシートベルト装着について、使いやすさが重要ということはおっしゃる通りと認識している。我々も委員御指摘のようなシートベルトとはどのようなものがあるのかというのを勉強しながら、装着が普及するようにしていきたい。
- ・ シートベルト装着についてステッカー等でのアピールといった御意見もいただいたが、これまでも農作業安全ポスターを活用する等を行っているところであり、様々な手法での周知が必要と受け止めている。効果的な方法を探りながら引き続き取組んでまいりたい。
- ・ 事故対策には環境整備も非常に重要であるとの御意見について、トラクター等農業機械の転倒・転落対策には、道路管理も重要であることは承知している。委員から御紹介のあったILOの冊子において、地域の情報共有が重要と示しており、我々としてもまさにそういった地域の事情も含めた安全研修を行っていただきたいと考えている。いわゆる先生として外部講師を依頼することに限らず、地元にいる農業機械士のような農業機械に詳しい方な

どに指導者になっていただいているところである。こうした取組を引き続き進めていきたい。

- ・仲間内での情報交換がとても大事であるという御意見について、農作業安全に関する指導者は多数育成されているところ、今後はマッチングにも力を入れていくこととしており、顔のわかる関係者を紹介することで、研修の効果を高めていきたい。P. 31 で示した実践研修の対話型研修を紹介したい。これは農研機構が主催しているもので、仲間内で議論をしながら気づきを得て安全対策を組み立てるものであり、自発的に農作業安全目標を作っていくという手法を開発していただいた。こういった取組を広めていきたい。
- ・田中委員からの労働安全衛生法あるいは道路運送車両法等による新しい制度を法制化する際の周知に係る御指摘については、全くその通りであると考えており、しっかりと対応していきたい。
- ・シートベルトの装着について、法令においては、「適用日以降に生産されたトラクターを適用日以降に道路を運転する際に、座席ベルトの装着を義務とする」という規定となってしまうが、とはいえ、それ以外においては装着しなくてもよい、ということではない。我々の意図としては法令上もシートベルトの装着が義務化されたことも踏まえ、それ以前に製造されたトラクターについても当然装着するべきものであるということを丁寧に説明していきたいと考えている。
- ・藤盛委員から御指摘の P. 17 の安全性検査合格の要件について、導入時期を 8 月と記載しているが、あくまでイメージ・例示である。表記については、誤解を招かないように修正する。
- ・労働安全衛生法令に係る雇入れ時教育の周知について、改正法令の説明や雇入れ時教育実施方法等をまとめたリーフレットを作成し、農林水産省のホームページに掲載したが、周知が足りなかったとのことであった。経営者においてはしっかりと対応してもらえよう、引き続き周知・説明していきたい。

(元広委員)

- ・農林水産省の農作業安全推進方針に合わせて JA グループとしても農作業安全推進運動を展開している。今年度は、5～7月に熱中症対策、12～2月は農作業安全研修実施強化期間を設定し、全国の JA や中央会、連合会で様々な取組を実施していくよう推進している。JA 全中としては、農業者にわかりやすい資料やデータを JA に提供して、JA の広報誌等に掲載していただくなどの取組を行っている。JA 共済連においては、農作業事故の未然防止活動として、農作業事故体験 VR を作成しており、研修や農業高校等で活用されている。また、安定性検査の合格型式については自動車共済の掛け金の割引をしている。周知活動としては、女性農業者向けの月刊誌「家の光」で農作業安全の特集を組み、様々な方に関心を持っていただけるように取組んでいる。さらに JA グループでは GAP も活用して農作業安全の推進に取り組んでいく所存である。
- ・農業機械の安全対策の強化に関しては各種検討部会等で検討を進め、決めていただいております。現在、厚労省で労働安全衛生法における検討もされているが、農業者としてはシ

ンプルなわかりやすい制度としていただきたい。また、道路交通法の乗用型トラクターのシートベルトの装着義務化に関しては、制度導入に当たっては丁寧な説明と十分な周知期間を設けていただきたい。

- ・ 農業者の安全意識の向上については、多くの JA グループの職員も指導者育成者研修を受講したところであり、研修をあまり開催できていないのでは、という御指摘もあるが、引き続き指導者を育成し、研修を実施していきたい。現場で研修を行う際には、農業者にわかりやすい事故事例等を発信していくことが一番重要と考えており、引き続きわかりやすい資料、動画等を御提供いただきたい。

(横手委員)

- ・ 他委員の意見と同様、法令や制度が変わる際に現場が混乱しないように、いつまでに何をすべきかを早めに明示していただきたい。併せて、十分に準備期間を設けていただきたい。当然、コストがかかるものもあると認識しているが、製造コストが上がり、結果農家の過度な負担とならないように進めていただきたい。
- ・ シートベルト装着の義務化について、シートベルト装着を推進することは当然のことであり、そこから一步踏み込み、正しい使い方の周知も必要と思う。先般、シートベルトを装着していたにも関わらず、正しい装着ではなかったために起きた不幸な事故がニュースになっていた。自動巻取り式のシートベルトは、体にフィットするところで止まるが、自分で長さを調整する場合は、きちんと長さ調整をして正しく使うことまで周知が必要なのではないか。
- ・ 農業生産基盤整備について、道路からの転落事故で亡くなる方が実に多いところ、例えばポールの立て方や看板の設置の仕方等を提示することで、農業経営者が対策を考え、ポールや看板の設置等の環境改善を図るきっかけを促すことができるのではないかと感じた。この点についても、実業者だけでなく、周辺の関係者も危険について共通認識を持ち互いに注意しあえるよう取組んでいくべきである。例えば、SNS や公共広告などを活用するのも一案である。我々 JA グループとしても、生産者と接する際に日ごろから声かけをし、様々な話題の一つとして農作業安全についても伝えていきたい。これは、実践研修の対話型研修につながっていくのではないかと思われ、重要性を改めて認識した。
- ・ 熱中症について、外作業やハウス作業への対策もそうだが、実は出荷に向けた調整作業中の対策が遅れており、課題になっている。夢中に作業をしていたら倒れた、気付いたら調子が悪くなっていた等がある。そこで、冷風機等調整施設内で使える熱中症対策グッズについても効果検証や導入補助等について対応してほしい。

(事務局)

- ・ シートベルト装着の義務化について、十分な周知期間と丁寧な説明が必要と御意見をいただいた。また、横手委員からは装着の推進だけではなく、正しい使い方についても周知することが重要との提言をいただいたところ、周知の内容も工夫したい。
- ・ ほ場や道路等の整備の重要性について、例えばポールの立て方等、御指摘を踏まえて研修

資料への掲載を検討し、活用方法を示していきたい。

- ・安全に係る装備のコスト低減は当然考慮されなければならない。一方で、シートベルトリマインダーなど安全性検査の基準は、中間とりまとめでも整理したとおり、海外や他産業の現状を踏まえて農業機械が当然に具備すべき安全性能という位置づけのもの。この基準を実現するためのコストは、言い換えれば農業生産活動を行う際に本来必要なコストであるという考え方もまた重要であると考えている。
- ・最近では熱中症のニュースを見ない日が無いほどであり、農作業中の熱中症による事故は増加している。天候によるものであり対策が難しく、他省庁も含め各所管における対策に頭を悩ませている状況である。当省における対策について、注意喚起だけではなく、御紹介いただいたように熱中症対策としてサポートするグッズ、用具を使っていきましょう、という具体的な対策を示していくことが必要になってきている。当省における対策としては、全国展開をしているホームセンターと共に、熱中症対策に向けた運動を展開したところ、農家の方に熱中症対策グッズを手に取り、使ってみるところまで推進していきたいと考えている。今後も引き続き、皆様方にも協力いただきながら、熱中症対策にかかる運動も進めてまいりたい。

(閉会挨拶：吉田技術普及課長)

- ・本日、皆様方からいただいた御意見を基に、この安全検討会でさらに御期待に沿える御報告ができるようしっかりと対応してまいりたい。
- ・本検討会において令和3年に「中間とりまとめ」が示された農作業安全対策は、まだ途半ばと認識している。担当部署としては、農業分野で現在当たり前だと考えられている安全水準は、海外や他産業と比較すると当たり前ではなく、あるべきゴールは高いところがあり、そこを目指し続けなければならないと考えている。これからも委員の皆様方から叱咤激励をいただきながら前に進めてまいりたく、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

(以上)